

令和8年10月 15 日

各 位

産 業 経 済 課 長

令和8年台風25号に係る被災農業者に対する支援について(お知らせ)

千葉県では、8月の千葉豪雨をはじめとして、9月6日から7日の大雨、令和8年台風25号により、農業被害が大きかったことから、千葉県農業災害対策資金を発動しました。

この資金は、災害により被害を受けた農業者の経営の維持安定又は施設の復旧を図るため、再生産に必要な資金又は施設の復旧資金を、千葉県・多古町及び融資機関が協力して通常より低利な金利(末端金利0.55%)で融資するものです。

融資(借入)を希望される方は、罹災証明書及び農業被災届出証明書発行・融資希望調査を経て融資機関から貸付を受けることとなりますので、多古町役場産業経済課農業振興係へ、ご相談・ご連絡下さい。

1 資金の内容(令和8年10月15日現在)

資 金 区 分	経 営 安 定 資 金	施 設 復 旧 資 金
資 金 使 途	農業・漁業の再生産に必要な資金 (種苗、肥料、飼料、農薬等)	農業・漁業施設(簡易な施設を除く) が損壊した場合において、当該施設を 原状に復元するために必要な資金
貸付限度額	被害額の80%以内で 600万円以下 [拡充前:300万円以下]	被害額の80%以内で 1,000万円以下 [拡充前:500万円以下]
償 還 期 間	7年以内 [拡充前:5年以内]	7年以内(うち据置2年以内) [拡充前:6年以内(うち据置2年以内)]

※貸付限度額、償還期間等に変更となる可能性があります。千葉県ホームページでご確認ください。

※災害資金の使途は、翌期の農業の再生産に必要な経営資金及び農業用施設の復旧資金に限られます。

2 手続方法

- (1) 融資希望の(相談)・申出 電話で産業経済課の担当までご連絡ください。
- (2) 罹災証明書の発行 → 【施設復旧関係】(パイプハウスや施設等) → 税務課
農業被災届出証明書の発行 → 【経営安定関係】(農作物被害等) → 産業経済課
被害状況がわかる写真をご持参ください。
- (3) 融資希望調査 融資希望調査書をご記入いただき窓口までお願いします。
窓口にお越しの際は、確認するために以下の資料をご持参ください。
 - 施設復旧の場合は見積書など
 - 共済金・保険金の支払見込額が分かるもの
 - 確定申告書など、農業所得・作付品目を確認できるもの
 - その他必要に応じた書類の提出をお願いすることがあります。

※ (2)証明書の発行と(3) 融資希望調査は、一括で行うこともできます。まずは、(1)のご連絡をお願いします。

※ 融資希望調査期限 第1回 令和8年 10 月 28 日(水)
第2回 同年 11 月 26 日(木) 【期限厳守】

- (4) 融資機関への申込み 融資機関の審査を経て、貸付が決定されます。

産業経済課農業振興係 担当:鈴木
TEL : 0479-76-5404
FAX : 0479-76-7144